

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年3月1日(木)午前10時00分から午前10時56分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	5番	野澤	宏
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	9番	山内	良春
	10番	赤羽	則子
	11番	小澤	高佳
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)2月許可決定の5条2件については長野県農業会議から
2月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した

(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供すること
の届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<武井会長>

皆さんおはようございます。3月に入りましても日々大雪で、これから日差しは強くなっておるとこんな風に思っておるわけでございます。本年度、3月の農業委員会が最後になります。その中で私共一年間農業委員会で各地区の担当というようなことでご活躍していただいた訳でございますが、各地区から特にですね、大きな問題として鳥獣害というような問題が上がってきておるようでございます。これにつきましては、サルだとかシカだとかハクビシんだとかというようなことで上がってきておるわけでございますが、私が猟友会等の皆さんとお話をする中では、各地区での駆除の折りにはできれば農業委員さんが出てきてくれたらな、というような、猟友会全体での会議ではないのですが、個々のところからは出てきております。そのようなことを聞いている中で辰野町として結構の被害にあっているわけです。そういうようなことで、町も毎年電柵だとか網だとか、それからワナだとかオリだとかというようなものをつくってこの駆除に寄与しておるわけでございますが、なにせ動物の方が繁殖が多いというようなことでございまして、やはり猟友会の方達はそんな風な話も出ておりますので、一つまたそういう風な機会がありましたらどのようにしていったらいいかというようなことも農業委員会として検討していかなければならないだろうと、こんな風に思っておる次第でございます。それから昨年の10月に耕作放棄地等について調査していただいた訳でございますが、これにつきましても、まず山間部においては鳥獣害によつての被害が大きいと耕作する気力もなくなるというようなことで、また、今まで皆さんの力によって少しずつでも少なくなつておるところがまた多くなるというようなことが発生するわけでございます。これから私共もそういう風な鳥獣害については委員会として何とか寄与して行かなければならないだろうとこんなように思っております。ぜひそのようなことについては、また来年度に向かつて検討していただけたら幸いですとこんな風に思っております。また、TPPについては政府の方で交渉しておるようですが、国の方でも各県に出向いて各市町村の担当者に一応の現状については話があったようでございます。その中で私が聞いている限りでは、どうも政府の中でも反対と賛成とに分かれているようで、このTPPと一緒に消費税が上がるということになるといわゆる国民の負担というのはものすごく大きくなるという風なことが言われております。今の状況でいきますと私たちの生活というのは段々苦しくなってくるんじゃないかとこんな風に思っておる次第でございます。どうか

皆さん方の中でもそういうことについてお互いに学習をして地域の皆さんに話のできるようにお互いに学習をしていただけたらとこんな風に思っておりますので、よろしくお願ひいたします。今年度最後の農業委員会ということで皆さんにお話ししたわけですが、一年間あまり住民または行政等々のところから批判を受けずに過ごしてこれたことを感謝申し上げまして3月の、最終の総会にあたり報告として感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、三番の議事録の署名人の指名をしたいと思います。7番の尾坂さん、それから8番の根橋さん。お願ひしたいと思います。

それでは4番に入ります。議事に入りますが、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局の方から説明をお願ひします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字山腰...、地目は畑、180㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は32aで下限面積を超えております。申請地は譲受人の自宅の裏であり、またもう一方は山林でありますので、今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいております。以上です。

<武井会長>

はい、それでは5番の野澤委員の方から説明をお願ひいたします。

<5分野澤委員>

はい、野澤でございます。1月27日に尾坂委員と一緒に譲受人のBさんと三人で現地を確認いたしました。この図面のとおり左の方に細く長くなっているところがございまして、全体を新しく測量をしてありました。その前の周りは国調ですんでいるわけですが、その畑を新しく区切って野菜畑に欲しいとAさんにお願ひしたところです。この細長いところはこの下のところに小屋がありまして、小屋の屋根がその土地の方へちょっと出てるということで、お願ひしてその部分もこの際一緒に迷惑かけるからということでこういう風にしたいということでございます。野菜畑に使うということですので特に問題ないと判断いたしました。よろしくご審議をよろしくお願ひいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございます。ただ今事務局、それから担当の農業委員の方から説明があったわけですが、この件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。「なし」の声)はい、異議なしということでこの件につきまして許可することにいたします。よろしくをお願いいたします。それでは次にいきたいと思えます。次の5条の方、事務局の方でお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番は所有権の移転でございます。

大字伊那富...のAさんが所有いたします、大字伊那富字林ノ下...、地目は登記が田、現況畑、面積171㎡と、大字伊那富字林ノ下...、地目は登記が田、現況は畑、面積34㎡、大字伊那富字林ノ下...、地目は登記がで田、現況は畑、面積285㎡、以上3筆を、箕輪町大字中箕輪...のBが取得し、建売住宅を新築するための申請でございます。譲受人は宅建免許を有する不動産業者であります。申請地付近は宅地化が進んでおり、また譲渡人は高齢となり農業経営規模を縮小したいため、申請地を譲り渡し、譲受人が建売住宅を1棟を新築する計画です。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域であり第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは私の方から説明をさせていただきます。(地図により場所を説明)これは、林の下というくらいですから昔はそこ、大きな土手がありまして、そこに木が植わっていたと。で、大正時代には今度は養蚕が盛んになってその林を切って栗を植えたという風な曰く付きの地域でございます。そういうところを戦後開墾しまして田んぼや畑にしたわけでございます。そういうことで林ノ下という名前が付いているおるわけでございます。それで地図を見てくださいと前には5メートルくらいの道路がありまして、黒く塗ってあるところは2メートル50の道をつくって中に入っていくという風になるわけでございます。右側にあるのは川でございますので、この畑は通れないということでこちらの大きな5メートル近くある町道から入るようにしてあるということでございます。この地域につきましては先般の農業委員会の総会でもこの手前の方をやはり申請を出して皆さんに許可をいただいたというところがございます、この地域は将来的には住宅地におそらくなっていくだろうと思っております。上水道下水道につきましては、この5メートルの道路の中に入っておりますので、Bさんでは下水道をこの2メートル50の細長いところに入れて下水道上水道をもっていくという風な状況であります。一応上島委員と二人で立ち会いました。これにつきましては国調等で堺等もしてあります。そして、支障がないだろうということで今日ここに発表させていただきますのでよろしくお願い

いたします。この件につきましていかがなものでしょうか。

<9番山内委員>

この前あった場所は。

<武井会長>

細長い道がありますね、その右側です。

<9番山内委員>

はい、分かりました。いいかと思えます。

<武井会長>

その他何かございますか。「なし」の声)はい、それではこの件につきまして許可することいたします、ありがとうございました。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口...にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口字窪畑...、地目は登記現況とも田、面積437㎡を、大字樋口...にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在妻の実家である貸し渡し人の家に同居しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたことと、両親の老後も考え、現在の住居の隣接である申請地を使用貸借し自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は上水道・下水道が埋設されている道路沿道の区域で容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、概ね500メートル以内に樋口コミュニティセンターと荒神山スポーツ公園の存する第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<9番山内委員>

9番山内でございます。私の方から説明させていただきます。今年の2月15日、下田委員をお願いいたしまして、二人で現地確認いたしました。周辺は道路に囲まれており、北側は住宅でございます。下水道上水道完備されておりますし、農地への影響もございませんし、適正な農転ができるのではないかとということで許可いたしました。審議の程をお願いしたいと思います。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。ただ今山内委員より詳細について説明があったわけでございますが、この件につきましていかがなものでしょうか。何かご質問ございます

でしょうか。「なし」の声)よろしいですか、それではこれにつきまして許可することいたします。以上5条二件について許可することいたします。それでは議案第2号に入りたいと思います。説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計13件、23筆、面積は33,000㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

はい、この件について何かご質問ございますか。これは、Aは、新たにこれだけの土地を借りたということだね。

<足助事務局次長>

はい、新たな利用権の設定です。

<5番野澤委員>

想像だけれど、この全員ではないけれど、なしの木やりんごの木を切ったりしたところがたくさんあるのでそこではないかと。

<武井会長>

今、地区の野澤委員より一応野澤委員が感じてることについてお話がありましたが、一応これで、りんごを作れないとかなしを作れないとかそういう風な場所があり、おそらくAの方で処理をして畑になるように整地をしてやったんだね。

<5番野澤委員>

畑にするのは個人がやったと思います。

<武井会長>

そんな風な状況のところですが、一応耕作放棄地みたいになっているところが野菜を作れるというようなことになれば、町としてはいいんじゃないかと思います。よろしいですか。「はい」の声)はい、ではこの件につきまして、ありがとうございました。次に、報告事項に入りたいと思いますが、お願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、

2月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から2月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、1件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<武井会長>

ただ今事務局の方から報告事項2点について説明があったわけですが、よろしくお願ひしたいと思います。

その他

○味噌の仕込みについて

3月2日(金)一日全員で準備(10時)

3月3日(土)農政部主体で準備(午後1時)

3月4日(日)味噌の仕込み(委員は8時、一般10時)

○次回委員会開催日

4月5日(木)午後1時30分 役場第6会議室

○農業委員会打合会

3月19日(月)午後3時00分 消防署2階小会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印